

○電算システム構築事業公募型プロポーザル実施要綱

平成20年2月25日
要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する「後志広域連合電算システム構築事業」（以下「システム構築事業」という。）の受託者の特定を公募した者の中からプロポーザル（企画提案）方式により実施するに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において公募型プロポーザル方式とは、システム構築事業の事業者等を選定する場合において、事業者等の参加意欲を反映し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめシステム構築事業の概要及び参加資格等を公示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、企画提案書の提出を要請する事業者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ、原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該制作業務の内容に最も適した受託者を特定する手続をいう。

(対象)

第3条 広域連合長は、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行おうとするときは、あらかじめプロポーザル方式によることの適否及び評価基準の適否その他必要な事項を、広域連合長が設置する指名選考委員会において審議するものとする。

2 広域連合長は、公募型プロポーザル方式による受託者の特定を行うため、企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための電算システム構築事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(プロポーザル参加希望者の公募)

第4条 広域連合長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね20日前に公募内容を、公示その他の方法により周知するものとする。

(プロポーザル参加希望者の要件)

第5条 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本店、支店、営業所等の所在地において、国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 道内に本店、支店、営業所等の活動拠点を有する者であること。
- (4) その他必要と認められる要件

(プロポーザルの参加申請)

第6条 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)に別に定める書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

2 広域連合長は、参加表明書の提出期限の設定に当たっては、公示を開始する日の翌日から起算して概ね7日とするものとする。

(プロポーザル参加希望者の要件の審査及び参加業者の選定)

第7条 広域連合長は、第5条に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者の選定を行うものとする。

(選定結果の通知)

第8条 広域連合長は、前項の規定に基づき、企画提案書の提出を要請しない参加者(以下「非参加要請者」という。)に選定結果を通知するものとする。

2 広域連合長は、前項の通知には、当該通知をした翌日から起算して5日(広域連合の休日を定める条例(平成19年条例第2号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に参加要請されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 広域連合長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9条 広域連合長は、第7条の選定結果に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者(以下「参加要請者」という。)に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 広域連合長は、企画提案書の提出期限の設定に当たっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね14日間とするものとする。

3 質問の受付期間は、提出要請を行った日の翌日から起算して概ね5日以内とする。

(企画提案に関する説明会の開催)

第10条 広域連合長は、第9条第1項に基づく参加要請者への通知を行った日の翌日から起算して概ね5日以内に企画提案に関する説明会を開催するものとする。

(受託者の特定)

第11条 広域連合長は、プロポーザル方式による参加者の特定を行うため、審査会において、企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、当該システム構築事業の内容に最も適すると認められる参加者を特定するものとする。

2 広域連合長は、前項の特定の後、随意契約の参加者の指名選考について指名選考委員会で審議するものとする。

3 広域連合長は、第1項又は前項の審査結果に基づき、特定された者(以下「特定者」という。)及び特定されなかった者(以下「非特定者」という。)に書面により通知するものとする。

4 広域連合長は、前項の特定者及び非特定者に対する通知には、それぞれ特定された理

由及び特定されなかった理由を付すものとする。

(企画提案書の提出者が多数の場合の受託者の特定)

第12条 広域連合長は、第9条第1項に基づく企画提案書の提出が多数ある場合には、第11条第1項に規定するヒアリング審査を実施する者の選定を行うため、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該システム構築事業の内容に適すると認められる概ね5以内の参加者を選定するものとする。

2 広域連合長は、前項の審議結果に基づき、選定された者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。

3 第1項により選定された者から受託者を特定するときは、第11条の規定を準用する(ただし、第11条第1項の企画提案書の内容の審査及び評価を除く。)。

(事務局)

第13条 公募型プロポーザル方式による選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を総務課に設置する。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年2月25日から施行する。